

# 最近の年金関連トピックス (DB年金、公的年金等)

---

平成26年4月



# 目次

---

企業年金を取り巻く環境の変化と本資料掲載のトピックス	… 2
1. 平成26年度の予定利率	… 4
2. 確定拠出年金関連	
2-1. 「確定拠出年金 含み損解消」について	… 6
2-2. 確定拠出年金普及の裏で	… 7
3. 退職給付会計関連	
3-1. IFRSのエンドースメントに関する作業部会(第7回)の概要	…10
3-2. IFRSのエンドースメントに関する作業部会(第10回)の概要	…13
4. 公的年金関連	
4-1. 公的年金の財政検証①	…16
4-2. 公的年金の財政検証②	…17
5. その他のトピックス	
5-1. 特別法人税の課税停止措置期限の延長	…19
5-2. 高齢者 働く人の1割に	…20
5-3. オバマ大統領が新しい退職勘定制度を提案	…21
6. 平成25年12月～平成26年3月の年金ニュース	…23
7. 本資料関連の平成25年12月～平成26年3月の年金メールマガジン	…25

※ 平成25年12月(16日)～平成26年3月の三菱UFJ年金ニュース・MUTB年金メールマガジンを基に、項目別に編集致しました。

# 企業年金を取り巻く環境の変化と本資料掲載のトピックス

## 環境の変化

## 環境の変化に伴う影響

## 本資料掲載のトピックス

### 運用環境・経済環境の変化

長期に亘る運用低迷  
ボラティリティの高い運用環境  
不確実性の高い経済環境

企業年金財政の悪化  
厚生年金基金制度の見直し

現在

### アベノミクスによる影響

- ・円安の進行による株価の上昇
- ・企業業績の回復

⇒ P.6～P.8  
「確定拠出年金 含み損解消」  
「確定拠出年金普及の裏で」

### 高齢者を取り巻く環境変化

#### 公的年金の改革

- ・支給開始年齢の引き上げ
- ・給付水準引き下げ 等

#### 改正高齢者雇用安定法の施行

- ・65歳までの雇用確保措置義務化

少子高齢化社会への  
更なる対応

#### 公的年金の再改革の検討

- ・支給開始年齢の再引き上げ
- ・被用者保険の適用拡大 等

働く高齢者の増加

⇒ P.16～P.17  
「公的年金の財政検証①・②」

⇒ P.20  
「高齢者 働く人の1割に」

### 企業会計における環境変化

#### 国際的な基準統一化の潮流

- ・日本基準の見直し  
(未認識債務の即時認識 等)
- ・IFRS適用に向けた取り組み

⇒ P.10～P.14  
「IFRSのエンドースメントに関する  
作業部会の概要」

長らく続いた運用環境の低迷から一転、アベノミクスによる円安・株高で、企業年金のパフォーマンスが好転しています。運用成果が給付に直結する確定拠出年金では特に運用環境好転の恩恵が大きいと考えられます。また、運用環境の好転は、確定拠出年金の一層の普及につながることも考えられます。高齢者を取り巻く環境が変化し、計画的な老後資金の確保が必要となっている現在の状況下では、確定拠出年金も含めた様々な方法で老後資金の充実を図ることは、企業・従業員双方にとって重要な課題といえます。

老後資金の確保といえば、その主体となるものが公的年金です。平成26年は5年に一度の公的年金の財政検証を行う年です。今回の財政検証では、さらなる支給開始年齢の引き上げや被用者保険の適用拡大など、公的年金の再改革を検討するためのオプションを加えた試算も行うこととなっています。また試算の前提としてアベノミクスによる経済環境の好転などをどこまで見込むのか、こうした点も公的年金の再改革の検討を左右するポイントとなります。

これまで、企業の人事制度や報酬体系は公的年金の60歳支給開始を前提として制度設計をしてきました。今後予想される公的年金の再改革による支給開始年齢の更なる引き上げ等を考えると、企業年金についても制度設計を見直す必要性が従来以上に高まっているかもしれません。

本資料は平成25年12月から平成26年3月に取り上げられた企業年金関連トピックスを、弊社より配信した年金ニュースおよび年金メールマガジンを用いてまとめたものです。本資料が企業年金を取り巻く環境の変化を把握し、より良い制度を運営するために役立つものとなれば幸いです。



# 1. 平成26年度の予定利率

---

# 1. 平成26年度の予定利率

- 平成26年度の継続基準の下限予定利率：年0.7%
- 平成26年度の非継続基準の予定利率：年2.00%  
⇒ 一定の手続き※1を前提に年1.600%～2.400%の範囲内で設定可能

## 平成26年度の予定利率

- 継続基準における下限予定利率は、10年国債の直近1年平均(0.721%)と5年平均(1.055%)のいずれか低い率を基準に設定されています。
- 非継続基準における予定利率は、30年国債の直近5年平均(2.002%)を勘案して設定されています。

年度	厚生年金基金			確定給付企業年金	
	継続基準※2 (下限予定利率)	非継続基準		継続基準※5 (下限予定利率)	非継続基準※6
		代行部分※3 (転がし利率)	プラスアルファ部分※4		
H24	1.1%	△0.26%	2.24% (1.792%～2.688%)	1.1%	2.24% (1.792%～2.688%)
H25	0.8%	2.17%	2.13% (1.704%～2.556%)	0.8%	2.13% (1.704%～2.556%)
H26	<b>0.7%</b>	9.57%	<b>2.00%</b> (1.600%～2.400%)	<b>0.7%</b>	<b>2.00%</b> (1.600%～2.400%)

※1 厚生年金基金および基金型DB：代議員会の議決

規約型DB：被保険者等の過半数で組織する労働組合の同意

(当該労働組合がない場合は被保険者等の過半数を代表する者の同意)

※2 「厚生年金基金の予定利率の下限等について」の一部改正について平成26年3月31日年企発0331第1号

(「厚生年金基金の予定利率の下限等について」平成9年3月31日企国発第23号の一部改正)

※3 非継続基準の代行部分は各年度の4月～12月に適用される率を表記

(例 H25年度：4～12月 2.17%、翌1～3月 9.57%)

※4 平成26年3月31日告示第169号

※5 平成26年3月31日告示第167号(平成14年厚生労働省告示第58号の一部改正)

※6 平成26年3月31日告示第168号(平成15年厚生労働省告示第99号の一部改正)

## 2.確定拠出年金関連

---

## 2-1. 「確定拠出年金 含み損解消」について

- 運用環境の改善により、元本割れの確定拠出年金は全体の2%にまで縮小
- 目標積立水準の確保や投資教育に関しては課題が残る

～以下、メールマガジン「確定拠出年金 含み損解消」について」転載～

12月16日の日本経済新聞朝刊1面トップに「確定拠出年金 含み損解消」という記事が掲載されていました。株価上昇、円安効果で運用成績が好転し、元本割れの状態に陥っている人がわずか2%にまで縮小したそうです。記事では、運用環境の改善が確定拠出年金(以下、DCと言います)への移行を加速化させる可能性について指摘しています。運用実績が給付に直結するDCにおいて、運用パフォーマンスが好転したのは、喜ばしいことですが、いくつか考えてみたい点があります。

確かに、運用環境が好転(あるいは安定)すれば、DCへ移行しやすい環境が整います。もともと、DC移行を促してきたのは運用パフォーマンスの不振であった可能性が高いと思われます。確定給付型の制度で安定的な収益を確保できるとすれば、少なくとも移行を急ぐ必要はなくなるとも考えられます。欧米でもDCへの移行が活発ですが、欧米では終身年金が主体で国によっては給付のインフレライドもあるため、運用リスク以上に給付債務の増加リスクの抑制を狙っているようです。欧米と違い、日本は給付債務の増加リスクが限定的ですから、運用リスクの不安が解消するとDC移行を促進する最も大きな理由が消滅すると考えることもできます。

また、含み損が解消されたからといって、将来の給付原資が十分確保されたわけではないことに留意すべきです。日本のDCはそれまでであった確定給付型制度(退職一時金あるいは企業年金)から移行するケースが多く、その場合、既存制度の給付水準を目標給付額とし、目標給付水準と積立期間中の運用収益率の見込みを基に掛金(率)を設定することが一般的です。つまり、移行前の給付水準を確保するためには、想定した運用収益率を確保しないといけないわけです。想定する運用収益率は制度によって異なりますが、2%前後のケースが多いと推測され、元本を確保しただけでは、目標には達しないわけです。

さらに、直近ではリスク資産の構成比が高まっていること、さらに加入者毎の運用格差が広がっていることを指摘していますが、これもDCにおける投資教育の問題を浮き彫りにしているような気がします。本来であれば、時価上昇でリスク資産の構成比が高まった場合、リスク資産の構成比を引き下げるべきですが、リスク資産の構成比の上昇は、そうした投資行動を採っている人が少ないことを意味しています。記事にあったようにリスク資産の比率が平均6割というのは、個人に比べてリスク許容度の高い企業が運用する確定給付制度における資産運用と比べても高いと思われます。一方、運用格差拡大という点では、運用パフォーマンスが1%以下の人が43%もいると指摘していますが、こうした人は元本確保型の商品で運用していると考えられます。想定運用収益率の水準を考えると、全額を元本確保に投資するとほぼ確実に目標給付水準を下回ることとなります。もともと、想定運用収益率の水準は労使合意で決定することであり、リスクを負担するかどうかは本人の自由です。ただ、制度や資産運用についての知識がないために、そうした状況にあるとすれば継続教育を実施するなど改善が望まれます。

## 2-2. 確定拠出年金普及の裏で

- 確定拠出年金は平成25年度中に加入者が500万人超となり、普及期を迎えている
- 一方で退職給付制度の実施比率は低下しているため、確定拠出年金の一層の普及や他制度も含めた日本全体の退職給付制度の充実を図る必要がある。

～以下、メールマガジン「確定拠出年金普及の裏で」「確定拠出年金普及の裏で その2」転載～

1月23日付けの日本経済新聞の1面トップに「確定拠出年金 普及期に」という記事が掲載されています。記事では2014年度にNTTや富士通などが確定拠出年金(以下、DCと言います)を導入し、平成25年度中には加入者が500万人を超える見込み(平成25年10月末現在465万人)であると紹介されています。また、確定拠出年金の普及が「貯蓄から投資」という流れを後押しするとも書かれています。

DCが今後一段と普及することについて異論はありません。ただ、DCの普及が日本の企業年金さらには退職一時金も含めた退職給付制度全体の充実につながっているかは冷静に考える必要があります。なぜなら、DCの加入者は順調に増加していますが、企業年金制度の加入者はかつての2,200万人(厚生年金基金と適格年金の合計)から平成25年3月末には1,666万人(厚生年金基金、確定給付企業年金、DCの合計)へと20%以上も減少しているからです。さらに、厚生労働省の「平成25年就労条件総合調査」によると退職給付制度を実施している企業の比率は、平成20年の前回調査の83.9%に対し75.5%に低下しているという結果が出ているからです。

企業年金の加入者数の減少や退職給付制度の実施比率の低下は適格年金制度の廃止と無縁ではないと考えられます。制度廃止を機に年金制度を実施することをやめたり、場合によっては退職給付制度自体を廃止することがあったと考えられるからです。今後は、厚生年金基金の存廃問題を控えており、適格年金と同じ状況が起こる懸念があります。DCは普及していくものの、日本全体として企業年金制度や退職給付制度が先細るという事態は回避していかなければなりません。

一方、DC導入で加入者が資産運用に馴染めば、個人の資産運用においても投資商品を選択する可能性が高まります。したがって、貯蓄から投資という効果をもたらすことが期待されます。ただ、年金資産としての運用を比較すれば、リスク許容度が低い個人が運用するDCは確定給付型よりもリスクの低い運用となるはずで

DCを考えると、確定給付型制度と比較して優劣をつけてしまいがちですが、どちらかが有利になるというものではありません。両方の制度を併用して、自社の福利厚生制度を充実させている企業も多くあります。

ここで重要なことは、制度に関して労使で十分な合意を形成することであると考えられます。さらに言えば、制度が円滑かつ健全に運営されるように環境整備をすることです。その意味では、本日の日本経済新聞1面に掲載された記事にある通り、DCの制度運営においては投資教育が重要となってきます。もちろん、投資教育は導入時点だけでなく、継続的に行っていくことが必要です。

## 2-2. 確定拠出年金普及の裏で

---

さらに、DCの普及率を上げていくには一層の規制緩和が望まれます。拠出限度額については、平成26年度税制改正大綱で限度額の引き上げ(他に企業年金制度がない場合、従来の月額5.1万円を5.5万円、他に企業年金制度がある場合は月額2.55万円を2.75万円)が示されていますが、さらなる引き上げが期待されます。また、マッチング拠出に関する規制((1)拠出限度額の範囲内、(2)事業主拠出以下)を見直すこと、原則60歳まで受け取りができない規制の緩和などが、併せて望まれます。

## 3.退職給付会計関連

---

## 3-1. IFRSのエンドースメントに関する作業部会(第7回)の概要

- IFRSのエンドースメント手続きでは、その他包括利益に係る日本基準とIFRSの取扱いの差異が焦点
- この差異については「修正・削除」の可否が検討されており、結論は平成26年7月頃に出す予定

～以下、メールマガジン「IFRSのエンドースメントに関する作業部会(第7回)の概要」転載～

企業会計基準委員会(ASBJ)のIFRSのエンドースメント手続きに関する作業部会の7回目の会議が1月9日に開催されました。第5回の会議から、個別の基準について削除する必要があるかどうかについて検討されており、今回はその3回目になります。

今回採り上げられた基準は、のれんの非償却(※1)や金融商品(その他の有価証券のその他包括利益(OCI=Other Comprehensive Income)オプション(※2)など)、さらにIAS19号(従業員給付)といったエンドースメント作業での行方が注目されたものが中心となっていました。これらは、会計基準の基本的な考え方の相違に基づくものと指摘され、特にOCI計上後の取扱いが焦点になると考えられるためです。日本では、OCIに計上されたものはその後当期利益に計上される(リサイクルされる)べきと主張していますが、IFRSではそうした取扱いが行われない基準が存在するからです。

IAS19号における再測定の取扱いが、正にそれに該当します。再測定(日本の数理計算上の差異と概ね同じ概念)は、日本の改正基準と同様にOCIに計上しますが、日本基準がその後損益計算書で費用処理を行うのに対し、IFRSでは損益計算書には計上しないという差異があります。また、いわゆる“持合株式”などその他の有価証券も評価損益をOCIに計上する処理を選択すると売却時に損益計算書に売却損益が計上されないという処理となっています。

ただ、今回の会議ではこの差異をどうするかについて結論が出されたわけではなく、いずれも2つの案が提案されています。1つは重大な差異があるとして修正・削除を行うという案です。もう1つは、現在IASBで企業会計に関する“概念フレームワーク”の議論が行われており、その中でOCIの取扱いが議論されていることを考慮して、当面はIFRSの基準をそのまま受け入れるという案です。

修正・削除を行う場合には、どのように修正するかについてが大きな課題となります。例えば、IAS19号については、単にリサイクリングだけの問題でなく、以下、本文末尾の図表にあるとおり、過去勤務費用の計上方法や純利息(退職給付負債の純額の利息相当額)の取扱いといった差異もあります。また、大幅な修正・削除を行うとIFRSとは認められなくなるという懸念もあります。

予定された議題のうち開示については積残しとなりましたが(この中には、感応度分析や予想拠出額などIAS19号に係る開示も含まれています)、個別基準の議論は今回の会議でほぼ終了しました。今後はリサイクリングなど大きな問題について横断的な議論を行い、さらに修正する場合の修正内容を検討していくこととなります。予定では、7月頃に結論(公開草案)を出すことになっています。

# 3-1. IFRSのエンドースメントに関する作業部会(第7回)の概要

## 【IFRSのエンドースメント手続きに関する補足解説】

### 1. エンドースメント手続きが開始された背景

会計基準の国際的な調和を図るために、我が国では国内会計基準についてIFRSとの差異を修正していく取組み(コンバージェンス)が行われ、同時に上場企業等にIFRSを強制適用(アドプション)することも検討されてきました。ただ、アドプションに関しては2012年に結論を出すと言われていましたが、同様に2012年に結論を下すとしていた米国の態度が未定であるなどで慎重論も台頭し、結論が先送りされています。

一方で、IFRSは欧州を中心に百を超える国で採用され、我が国でも有力企業を中心に任意で適用する企業が増加しています。こうした状況下、我が国はIFRSの作成や普及に関する活動に対して前向きに取り組む、IFRSの作成等に関する発言力を維持・強化していくことは必須です。なぜなら、会計情報は資本市場における重要なインフラであり、その開発に関する発言力を失うことは我が国にとって大きなマイナスになるからです。

一連のIFRSの活動に関して我が国の発言力を維持・強化していくためには、IFRSを適用している企業が増加することが必要です。自国の企業がIFRSを使わない国にIFRSでの発言力が増すとは考えられないからです。このため、金融庁では任意適用企業の拡大のために2つのことを実施しました。1つは、IFRSを任意適用する際の要件の緩和、もう1つが日本版IFRSの作成です。前者は、従来IFRSを任意適用するために必要とした3つの要件(①上場企業であること、②国際的な財務あるいは事業活動を行っている、③IFRSを適用する体制が整備されている、のうち、上場企業と国際的な活動の2つの要件を削除しました。後者の日本版IFRSの作成が、エンドースメント手続です。

### 2. エンドースメント手続と日本版IFRS

エンドースメントとは、自国の会計基準にIFRSを取り入れる際の方法の1つです。IFRSの個々の基準毎に内容を検討し、必要と認めた場合に修正・削除するというものです。そのためには、内容を吟味し、修正・削除の可否を判断し、修正する場合は修正後の基準を作成する必要が生じます。この作業を行うのが我が国における会計基準の設定主体である会計基準委員会(ASBJ)です。ASBJ内に「エンドースメントに関する作業部会」が設置され、平成25年8月27日に第1回目の会議が開かれ、平成26年3月24日の第10回目まで月1回以上のハイペースで議論が進められています。

エンドースメント作業にあたっては、まず日本基準とIFRSの個別の基準について比較し、差異があるものについて修正・削除を行うかどうかを判断します。修正・削除の判断基準は、①会計基準に関する基本的な考え方の違い、②実務上の困難さ、③周辺制度との関連(各業界の規制等から実施が困難であったり、実施に多大のコストがかかるなど)、の3つとしています。なお、作業部会で修正・削除の必要性があるとされた項目は、全部で28項目ありますが、ここで採り上げられた項目が修正・削除されると決定したわけではありません。

ちなみに、会計基準に関する基本的な考え方の違いとして最大のポイントとなるのは、のれんの非償却(※1)とリサイクリングの取扱いです。リサイクリングの取扱いに関しては、資本性金融商品のOCIオプション(※2)と退職給付における再測定 of the取扱いが関わってきます。

(※1)日本基準では、のれん(買収企業の時価資産と時価負債の差額=時価純資産と買収価額との差額)について20年以内で費用計上する。IFRSでは費用計上しない(非償却)が、減損処理を行う。

(※2)IFRSでは、金融商品は時価評価されその変動は損益計算書に計上されるが、その他の有価証券は評価損益をOCIに計上するオプションがある。ただし、OCIに計上する処理を行った場合は売却時に売却損益が損益計算書に計上されない。

### 3-1. IFRSのエンドースメントに関する作業部会(第7回)の概要

#### 日本基準とIFRSとの差異

	IFRS	日本基準(改正基準・連結ベース)
過去勤務費用	発生額全額を発生した期に勤務費用として計上(当該決算期の当期純利益に反映される)	発生額は発生した期にその他の包括利益(OCI)として計上。損益計算書では、その後の一定期間で定期的に費用処理を行う(リサイクリング)
純利息	確定給付負債の純額(確定給付債務-年金資産)に割引率を乗じて求める (※)IFRSでは期待運用収益が廃止され、勤務費用と純利息が当期利益に反映される退職給付費用となる	利息費用(退職給付債務×割引率)-期待運用収益(年金資産×期待運用収益率)を退職給付費用の費用要素とする
再測定	再測定は確定給付債務の純額の期中の変動額のうち、勤務費用、純利息、掛金・給付以外の変動額。再測定はOCIに計上される。いったん計上されたOCIは、その後損益計算書に計上されない(ノンリサイクリング)	数理計算上の差異はOCIに計上。損益計算書では、その後の一定期間で定期的に費用処理を行う(リサイクリング)

(注1)IFRSの確定給付債務(Defined Benefit Obligation=DBO)は日本基準の退職給付債務と同じ

(注2)再測定と数理計算上の差異の違いは、IFRSでは実際の収益と年金資産×割引率、日本基準では実際の収益と年金資産×期待運用収益率の差異が算出される点(確定給付債務・退職給付債務で発生する額は同じ)

## 3-2. IFRSのエンドースメントに関する作業部会(第10回)の概要

- IAS19号「従業員給付」について議論
- 損益計算書での遅延認識・退職給付債務の再測定・過去勤務費用の処理が主な論点

～以下、メールマガジン「IFRSのエンドースメントに関する作業部会(第10回)の概要」転載～

企業会計基準委員会(ASBJ)のIFRSのエンドースメント手続(※)に関する作業部会の10回目の会議が3月24日に開催されました。前回の会議から、「削除又は修正を検討する候補」とされた項目について個別の議論が行われています。今回はIAS19号「従業員給付」が討議されました。

現時点では、削除又は修正を行うとの決定が下されているわけではありませんが、仮に削除又は修正を行う場合に想定される会計処理方法や当該処理を選択した理由等を事務局が示し、各委員の意見を求めるという形で議論が進められています。IAS19号(従業員給付)に関しては、以下のような項目について議論されています。

### 1. 損益計算書での遅延認識

IAS19号では、その他の包括利益(OCI)に計上した数理計算上の差異(IAS19号では再測定と呼ばれます)をその後損益計算書に反映しません。日本版IFRSにおいて、この処理を修正するとすれば、日本基準のようにその後の一定期間で損益計算書に反映する方法を選択することになり、結果的に後述する“リサイクリング”を行うこととなります。

### 2. 退職給付債務の再測定

退職給付債務の再測定(数理計算上の差異)が単独で採り上げられたのは、IFRSでは割引率に関する重要性基準がないからです(日本基準では、割引率を変更しても退職給付債務の変動が小幅にとどまる場合に割引率の変更を要しないという重要性基準が存在します)。修正する場合、(1)日本基準同様に重要性基準を設定し、各期に発生した再測定は一定期間で費用処理する、(2)回廊アプローチを採用する(期末割引率で退職給付債務を算定したうえで、再測定が一定範囲にとどまる間は費用処理を行わない)の2つが示されています。ただ、回廊アプローチに関しては、改正前のIFRSで採用されていた方法とはいえ、日本基準で採用されていない処理を日本版IFRSのみで採用するのは理屈に合わないという意見がありました。

### 3. 過去勤務費用の処理

IAS19号では、過去勤務費用を発生時に全額勤務費用として即時認識することになっています。これに関して、(1)日本基準同様に損益計算書で遅延認識を行い、当期純利益に反映していく、(2)改正前のIAS19号の処理に従う(権利が確定した部分は損益計算書に即時認識、権利未確定部分は権利確定までの期間で費用処理)、(3)修正せず、受け入れるという3つの案が提示されています。

### 4. 関連する論点

その他関連する論点として取り上げられたのが、(1)利息費用、期待運用収益の取扱い、(2)開示及び表示に関する規定です。(1)に関しては、IAS19号では期待運用収益が廃止されていることへの対応ですが、勤務費用、利息費用の取扱いを変更するのであれば、基本的に日本基準同様に修正することが想定されます。

## 3-2. IFRSのエンドースメントに関する作業部会(第10回)の概要

冒頭で指摘した通り、従業員給付(退職給付会計)は「削除又は修正を検討する候補」とされているだけで、現時点で削除又は修正されることが決まったわけではありません。ただ、いわゆる“リサイクリング”(OCIに計上した損益をその後損益計算書に計上し、当期損益に振り替える)に関しては、現在、国際会計基準審議会(IASB)が進められている「概念フレームワーク」の議論において、ASBJは「包括利益と純損益は本質的には時点の相違であり、全会計期間の純損益の累計は全会計期間の包括利益の累計と等しくなるべきである。したがってリサイクリングしない項目は存在しない(すべてのOCIはリサイクリングされるべき)」と主張しています。日本版IFRSの作成の目的はIFRSの任意適用企業を増やすことですが、一方で“あるべきIFRS”を発信していくことも目指しています。後者の観点からは、ASBJはリサイクリングを行うという結論を下す可能性が高いと考えられます。

(※)エンドースメントとは、IFRSを自国基準へ取り込む手続きの1つで、個別基準毎に検討し、必要があれば一部基準を削除又は修正する方法。

## 4. 公的年金関連

---

## 4-1. 公的年金の財政検証①

- 5年に一度の公的年金の財政検証を平成26年に実施。
- 財政検証における長期の経済前提の標準的なシナリオでは、名目運用利回りを4.2%にする。

～以下、メールマガジン「財政検証の経済前提」転載～

3月6日の日経夕刊1、2面、3月7日の日経朝刊3面、ほか主要各紙にて公的年金の財政検証についての記事が掲載されています。3月6日、社会保障審議会年金部会の「年金財政における経済前提と積立金運用のあり方に関する専門委員会」(第16回)が開催され、公的年金の財政における経済前提等について検討がされたことを報道したようです。公的年金に関しては、5年に一度、財政検証が行われることになっており、今年、平成26年は検証結果をとりまとめる年にあたります。

3月6日の専門委員会で示された経済前提は、平成35年度までの足下は、内閣府試算に準拠して設定し、平成36年度以降の長期は、マクロ経済に関する試算等を参考に設定しています。その結果として、ケースA～ケースHまでの8ケースが示されました。それぞれのケースの中でも運用利回りや賃金上昇率等については一定の幅をもたせた設定になっています。

報道されている利回り想定(名目運用利回り)は、次の算式で表されます。

$$\text{名目運用利回り} = \text{実質的な運用利回り(対賃金上昇率)} \\ + \text{実質賃金上昇率(対物価上昇率)} + \text{物価上昇率}$$

標準的なシナリオとされたケースEでは、実質的な運用利回り1.2～2.2%、実質賃金上昇率1.2%～1.4%、物価上昇率1.2%と想定しています。実質的な運用利回りの中央値1.7%、実質賃金上昇率の中央値1.3%、物価上昇率1.2%を加えた4.2%が、標準シナリオの名目運用利回りとして報道されています。

5年前の財政検証の標準シナリオでの名目運用利回り4.1%よりも0.1%高いものとなっています。

今後、これらの経済前提等をもとにした社会保障審議会年金部会における財政検証に関する議論を経て、検証作業が実施されることとなります。

## 4-2. 公的年金の財政検証②

- 公的年金の財政検証における経済前提等の方針を決定
- 公的年金の課題検討のため、仮定の制度改革を折り込んだ試算も実施へ。

～以下、メールマガジン「財政検証と制度改革を仮定した試算」転載～

3月13日、日経5面ほか主要紙にて公的年金の財政検証についての記事が掲載されています。3月12日、社会保障審議会年金部会が開催され、公的年金の財政検証の方針が決まったことを報道しています。

これまでに「年金財政における経済前提と積立金運用のあり方に関する専門委員会」などで検討された経済前提や人口の前提といった諸前提をもとに、公的年金の財政検証が実施されることになりました。（前ページ「公的年金の財政検証①」ご参照）

また、今回の財政検証においては、平成25年の社会保障制度改革国民会議の報告書に基づき、年金制度の課題の検討のために、以下のような制度改革を仮定したオプション試算が行われます。

1. 物価・賃金の伸びが低い場合でもマクロ経済スライドによる調整がフルに発動されるような仕組みとした場合
2. 被用者保険のさらなる適用拡大を行った場合
  - (1) 所定労働時間が週20時間以上である短時間労働者を全て適用対象とした場合
  - (2) 一定の賃金収入がある場合には、所定労働時間にかかわらず、適用対象とする場合
3. 保険料を拠出する期間と年金を受給する年齢について様々なヴァリエーションを設定した場合

なお、記事では、上記3. のヴァリエーションの具体的なケースとして、保険料の拠出期間を40年間から延長する案、年金支給開始年齢を67歳または68歳とする案、が報道されています。

## 5. その他のトピックス

---

## 5-1. 特別法人税の課税停止措置期限の延長

- 平成29年3月31日まで特別法人税の課税停止措置期限が延長される
- 平成25年3月20日、平成26年度税制改正法案※が参議院保運会議で可決・成立し、租税特別措置法が改正されたことにより、平成26年度税制改正大綱のとおり特別法人税の課税停止措置期限が平成29年3月31日まで延長されることが決定した。

(※)所得税法等の一部を改正する法律案

## 5-2. 高齢者 働く人の1割に

- 団塊の世代の65歳到達により、65歳以上の就業者数が全体の10%超。
- 高齢者雇用と公的年金の支給開始年齢について、多面的な検討が必要。

～以下、メールマガジン「高齢者 働く人の1割に」転載～

2月18日付けの日本経済新聞1面に、「高齢者 働く人の1割に」という記事が掲載されています。65歳以上の就業者数が636万人と前年比7%増加し、就業者数6,311万人に対し、10%を超えたというものです。この数値は欧米諸国に比して高く、高齢者雇用で日本が先行しているとコメントしています。

この状況を生み出している背景について考えてみます。

何かにつけて話題となる“団塊の世代”の存在がこの数値にも関連していると考えられます。ご承知のとおり、団塊の世代は、1947年～1949年のベビーブーム期に生まれた方たちで、2013年には1948年生まれの方が65歳に到達しています。また、この世代が定年を迎える前の2004年に、改正高齢者雇用安定法が施行され、60歳以降の雇用確保の義務付けが行われるようになっていきます。もともと人数が多い世代であり、その世代が一定割合で就業するとなれば、数値が上昇するのは当然だからです。

例えば、年齢別の人口、労働力人口及び就業者数を改正高齢者雇用安定法が施行される前の2003年と2013年で比較してみます。2003年の15歳以上の人口は1億962万人、労働力人口(就業者+完全失業者)は6,666万人、就業者数は6,316万人であり、このうち65歳以上は各々2,422万人、489万人、477万人でした。2013年は15歳以上の人口1億1,088万のうち65歳以上は3,168万人、労働力人口は6,577万人に対し、65歳以上が650万人となっています。65歳以上の人口に対する65歳以上の労働力人口(労働力率)を算出すると2003年の20.2%に対し、2013年は20.5%と65歳以上全体をみると大きく上昇したとは言えません。確かに、2004年以降、60歳以上の従業員の雇用確保が進む中で、65歳に到達した人のさらなる雇用確保が促進された可能性はあります。それは上記の65歳以上の人口のうち65歳～69歳に限れば、労働力率は2003年の34.6%が2013年は39.8%に上昇しているからです。とはいえ、当該世代の人数が多いことが、高齢者の就業者数の増加につながっていることは事実といえそうです。

記事では、高齢者雇用の普及に合わせ公的年金の支給開始の引き上げが必要との声が大きいとコメントしています。高齢者雇用の普及と公的年金の問題に関しては、雇用と年金支給の接続という観点からは密接に関連しますが、必ずしも一緒に考えるべきではないと考えます。もちろん、働きたい人が働くことができる環境を整えることが重要であることは間違いありません。ただ、働くことよりも第二の人生を仕事以外で過ごしたいという人もいるはずだからです。

## 5-3. オバマ大統領が新しい退職勘定制度を提案

- オバマ大統領が、401(k)プランなどを提供されない労働者向けの  
新退職勘定制度“MyRA”を提案。

～以下、メールマガジン「オバマ大統領が新しい退職勘定制度を提案」転載～

1月30日の新聞各紙で、オバマ大統領が施政方針を述べる一般教書演説を行ったと報じています。演説内容は、経済・財政、外交など多岐にわたりますが、新しい退職勘定制度の創設も提案しています。演説内容をもとに概要をご紹介します。

背景として、米国では、多くの労働者が、退職給付制度を提供されていないこと、公的年金も十分な水準にならない場合があることを挙げています。このような中で、401(k)プランなどの制度を提供されない労働者を対象に、“MyRA”という新しい退職勘定制度の創設を検討するものです。国債で運用することにより、安定した利回りを得られるとしています。

さらに、議会に対し、富裕層を優遇する税制など、現行の年金税制の見直しも呼びかけています。

従来から、オバマ政権は、退職給付制度を提供されていない中小企業の労働者を対象に、自動加入（一旦全員が加入し、希望しない場合は脱退も可能）のIRA（個人退職勘定）制度の導入を提案しています。

従来制度や自動加入IRAとこの新しい制度をどのように整理するか、今後、財務省などで制度内容が検討されるものと思われます。今後とも動きを注視してまいります。

## 6. 平成25年12月～平成26年3月の 年金ニュース

---

## 6. 平成25年12月～平成26年3月の年金ニュース

	年金ニュース	事業 運営	財政・ 掛金	給付	その他
平成25年 12月	平成26年の最低責任準備金の付利率 年9.57%（厚年、告示改正） No.354		(○)		
平成26年 1月	代行返上計画/解散計画について(厚年) No.355	(○)	(○)		
	厚年法等改正に関する事務連絡発出について (厚年) No.356	(○)			
平成26年 2月	指定基金の解除 26基金（厚年） No.357		(○)		
	平成25年度財政決算の取扱いについて(厚年) No.358		(○)		
平成26年 3月	特別法人税の課税停止措置期限の延長について No.359				○
	平成26年度の予定利率について(厚年、DB) No.360		○		

※ ( )は本資料に関連しない事項です。

## 7. 本資料関連の平成25年12月～ 平成26年3月の年金メールマガジン

---

## 7. 本資料関連の平成25年12月～平成26年3月の年金メールマガジン

	年金メールマガジン	事業 運営	財政・ 掛金	給付	その他
平成25年 12月	「確定拠出年金 含み損解消」について				○
平成26年 1月	IFRSのエンドースメントに関する作業部会(第7回)の概要				○
	確定拠出年金普及の裏で				○
	確定拠出年金普及の裏で その2				○
平成26年 2月	オバマ大統領が新しい退職勘定制度を提案				○
	高齢者 働く人の1割に				○
平成26年 3月	財政検証の経済前提				○
	財政検証と制度改正を仮定した試算				○
	IFRSのエンドースメントに関する作業部会(第10回)の概要				○

- 本資料に記載している見解等は本資料作成時における見解等であり、経済環境の変化や相場変動、年金制度や税制等の変更によって予告なしに内容が変更されることがあります。また、記載されている推計計算の結果等につきましては、前提条件の設定方法によりその結果等が異なる場合がありますので、充分ご注意ください。
- 本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。
- 本資料の分析結果・シミュレーション等を利用したことにより生じた損害については、当社は一切責任を負いません。
- 当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

本資料に関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行

年金コンサルティング部

03-6214-6368

(受付時間:9:00~17:00(土日・祝日除く))